

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（商標法関係抜粋）

（商標法の一部改正）

第三条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第一号中「第三条第一項」の下に「（特定農林水産物等名称保護法第三十条において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）」を加え、「（以下この項」を「（次号及び第三号」に改める。

第三十八条第四項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。第五十条において同

じ。）の使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができ。

第五十条第一項中「（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

第七十条第一項中「第三十八条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を

超えない範囲内において政令で定める日

三 (略)

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理 由

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。